

物品調達等及び委託・役務業務入札執行要領

1 趣旨

広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）の契約（広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第10号）第 2 条に定める建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱第 2 条に定める業務に係るものを除く。）に係る入札の執行については、広島県水道広域連合企業団契約規程（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 9 号。以下「契約規程」という。）その他別に定めるもののほか、この要領によるものとする。

2 入札執行者等

(1) 入札執行者

契約規程第 2 条第 1 項に定める契約担当職員は、自ら入札を執行するほか、次の者に入札を執行させることができる。

ア 広島県水道広域連合企業団組織規程（令和 4 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 2 号。

以下「組織規程」という。）第 2 条第 2 項の本部にあつては、主務課長、入札事務を担当する主査以上の職にある者又はあらかじめ指定したこれらの職に相当する職にある者

イ 組織規程第 2 条第 2 項の地方機関にあつては、主務課長、主務係長又はあらかじめ指定したこれらの職に相当する職にある者

(2) 入札事務補助者

入札執行者（前号の規定により入札を執行する者をいう。以下同じ。）は、入札を行うに当たって、職員に入札事務の執行を補助させることができる。

(3) 入札立会者

入札執行者は、入札に必要があるときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせることができる。

3 入札日程の変更及び入札の中止

(1) 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない理由がある場合を除くほか、入札の日程を変更し、又は入札を中止してはならない。

(2) 入札執行者は、入札の日程を変更し、又は入札を中止したときは、直ちにその旨を入札者へ通知しなければならない。

(3) 入札執行者は、入札の日程を変更し、又は入札を中止したときは、その事由を明らかにして記録に留めておかなければならない。

4 予定価格調書の保管

入札執行者は、予定価格調書を入札執行に必要な時期まで金庫等に確実な方法で保管しなければならない。

5 入札室

入札執行者は、入札者に入札書（別記様式第1号）を提出させる場所（以下「入札室」という。）の選定に当たっては、入札者が入札書を記入するのに適当な場所と配置を考慮しなければならない。

6 入札執行者の退室禁止

入札執行者は、入札が完了するまでは入札室を離れてはならない。ただし、入札期間内に入札書の提出をさせて開札期日に開札を行うこととしている入札（以下「期間入札」という。）の場合は、入札者が現在していないときに入札室を離れることを妨げない。

7 禁止事項

(1) 入札執行者は、入札者が入札執行中に次の行為をすることを禁止しなければならない。ただし、期間入札の場合は、この限りでない。

ア 入札執行者が特に必要と認めた場合を除き、入札室から退室し、又は再入室すること。

イ 入札室内で私語、放言等を行うこと。

(2) 入札室には、入札に必要な者以外を入室させてはならない。

8 入札の開始

入札執行者は、入札の執行にあたっては、入札を開始する旨を宣言する。

9 入札者等の確認

(1) 入札執行者は、前項の宣言を行った後、入札者の商号又は名称を呼びあげて、出席の有無を確認するものとする。ただし、期間入札の場合はこの限りでない。

(2) 入札執行者は、入札をする者が代理人であるときは、代理人の資格を確認するため、入札書を提出させる前に当該代理権の存在を証する書面（以下「委任状（別記様式第2号）」という。）を提出させなければならない。ただし、既に提出された委任状に有効期間の記載があるときであって、当該有効期間が入札書の提出の時期を含む場合は、この限りでない。

10 内容の確認

入札執行者は、入札書を提出させる前に当該入札に付そうとする事項の内容について疑義又は不明な点がないかどうか入札者に確認し、落札後において紛議を生じることがないようにしなければならない。ただし、期間入札の場合はこの限りでない。

11 入札書の提出

(1) 入札書の提出は、入札箱に書面を投入させることによって行わせるものとする。

(2) 入札執行者は、入札者が提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

(3) 期間入札の場合の入札書の提出があった場合には、入札執行者はこれを開封することなく入札箱その他施錠できる場所に入れて、開札予定日時までこれを厳重に保管しなければならない。

12 入札の辞退

(1) 一般競争入札において当該入札に参加する資格を認定された者及び指名競争入札において指名

を受けた者（以下「入札候補者」という。）の入札の辞退は、入札執行の完了に至るまでの間のいつでも認めるものとする。

- (2) 入札候補者の入札執行前の入札辞退は、入札辞退届（別記様式第3号）を入札執行者に直接持参させ、又は電子メールにより提出させるものとする。また、入札の前日までに到達するものにより郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便。以下同じ。）により提出させるものとする。
- (3) 入札者の入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出させるものとする。
- (4) 入札を辞退した者に対しては、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いをしてはならない。

13 開札

- (1) 入札執行者は、入札者全員が入札書を投入したことを確認した後、入札者を立ち合わせて開札しなければならない。
- (2) 前号の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせなければならない。

14 郵便等による入札

- (1) 郵便等による入札書の送付は、書留郵便その他これに準じる方法によるものとする。
- (2) 入札執行者は、郵便等による入札書があらかじめ定めた日時（期間入札にあっては、入札期間の終期。以下同じ。）までに到達したときは、その受付日時を封筒に記入し、金庫等に確実な方法で保管しなければならない。
- (3) 入札執行者は、郵便等による入札書があらかじめ定めた日時より後に到達したときは、その受付日時を封筒に明記し、あらかじめ定めた日時より後に到達した旨を記載した文書を添えて入札者に返送するものとする。

15 落札等

- (1) 落札を決定する場合の宣言

入札執行者は、開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が1人あったときは、直ちに落札決定する旨を宣言してその落札金額及び落札者の商号又は名称を公表し、当該入札が終了した旨を告げるものとする。

- (2) 予定価格の範囲内に入札がない場合の宣言

入札執行者は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がなかったときは、「いずれも予定価格の範囲内ではありません。」と宣言し、引き続き再度入札に付す旨又は当該入札を終了する旨を告げるものとする。

- (3) 総合評価による開札の場合の宣言

入札執行者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。次項以下において「施行令」という。）第167条の10の2（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定す

ることとした入札においては、各入札者の入札金額を読み上げることなく、「地方自治法施行令第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が企業団にとって最も有利な者を、後日落札決定する。落札の決定をしたときは、通知する。」と宣言し、当該期日を終了するものとする。

(4) 事後審査方式による開札の場合の宣言

入札執行者は、入札後に入札に参加する者に必要な資格を審査する入札においては、第一落札候補者の入札金額及び商号又は名称を公表し、「入札参加資格要件を確認し、後日落札決定をする。落札の決定をしたときは、通知する。」と宣言し、当該期日を終了するものとする。

(5) 後日落札決定する場合には、落札者決定通知書（別記様式第4号）により入札者全員に通知すること。

16 くじ引き

- (1) 入札執行者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者の商号又は名称を呼んでこれにくじを引かせ、落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 期間入札の開札期日において、落札となるべき同価の入札をした者が代理人（入札書の提出を行ったものを除く。）を出席させていたときは、入札執行者は、くじを引かせる前に、委任状を提出させ、又はその他適宜の方法で当該代理人の資格を確認しなければならない。
- (2) 前項第1号の規定は、くじ引きによって落札者が定まった場合に準用する。

17 再度入札

- (1) 入札執行者は、開札の結果、落札となる価格の入札がないときは、施行令第167条の8第4項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、直ちに再度入札に付するものとする。ただし、無効な入札をした者は、再度入札に参加させることができない。
- (2) 再度入札をするときは、再度入札の執行を宣言し、前回有効な入札の最低入札価格を告げるとともに、当該最低入札価格未満の額で入札するよう注意を喚起するものとする。当該最低入札価格以上の入札があった場合、その入札は無効とする。
- (3) 再度入札の回数は、5回までとする。

18 随意契約

- (1) 入札執行者は、競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度入札に付し落札者がいないときは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第8号の規定により、随意契約を行うことができる。この場合において、最初入札に付したときに定めた予定価格その他の条件（契約保証金及び履行期限を除く。）を変更することができない。
- (2) 指名競争入札で初回の入札者が1人である場合並びに一般競争入札及び指名競争入札で1回目の再度入札の入札者が1人の場合は、前号による随意契約を行うことができない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が執行する入札については、令和8年3月31日までの間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の規則等をこの要領とみなして適用する。
- 3 前項の規定において、規則等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

入札書

¥

(契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額)

但し、

委託・役務業務の名称 _____

の入札金額として

上記のとおり、広島県水道広域連合企業団会計規程並びに広島県水道広域連合企業団契約規程について承諾の上、入札します。

契約担当職員 様

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名
(代理人氏名

印
印)

(注)

- 1 入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額(10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とする。
- 2 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

物品用

入 札 書

物品の名称	
入 札 金 額 合 計	_____ 円（消費税及び地方消費税含まない。）

品 名	規 格	数量	単位	単 価（税別）	金 額（税別）

上記のとおり、広島県水道広域連合企業団会計規程並びに広島県水道広域連合企業団契約規程について承諾の上、入札します。

契約担当職員 様

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名
(代理人氏名

印
印)

(別記様式第2号)

委任状

令和 年 月 日

契約担当職員 様

委任者 所 在 地

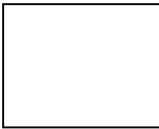
商号又は名称

代表者職氏名 印

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代 理 人 氏 名

使 用 印 鑑



委任事項
〔 物品・委託役務等の名称 〕

に係る見積り及び入札に関する一切の件

(別記様式第3号)

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

(契約担当職員)
様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名
(担 当 者)
(電 話 番 号)
(メールアドレス)

次の入札は、辞退いたします。

物品・委託役務等の名称	
場 所 (納入場所)	
入札予定年月日	令和 年 月 日

注 この届は、入札執行の完了に至るまでに発注機関に直接持参するか、郵便等（入札執行の前日（その日が休日の場合はその直前の平日とする。）までに必着するものに限る。）又は電子メールにより提出してください。

なお、郵便等により提出する場合に地理的条件等により、入札執行の前日（その日が休日の場合はその直前の平日とする。）までにこの届が到達しないおそれがある場合は、併せて、発注機関に対して入札辞退を電話連絡すること。

(別記様式第4号)

落札者決定通知書

令和 年 月 日

様

(契 約 担 当 職 員)

次の案件について落札者を決定しました。

物品・委託役務等の名称	
開 札 日 時	
落 札 金 額	
落札者の商号又は名称	
落札者の所在地又は住所	